

令和6年度 長岡市 保育料徴収基準額表(月額)

階層 区分	階層の定義		3歳未満児 保育料(円)	
			保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯		0	0
B1	市民税非課税世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	0	0
B2		それ以外	0	0
C1	市民税均等割のみの世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	8,500	8,300
C2		それ以外	9,300	9,100
D1	3,000円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	11,000	10,800
D2		それ以外	11,900	11,500
D3	3,000円以上 23,400円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	13,500	13,100
D4		それ以外	14,800	14,500
D5	23,400円以上 37,800円未満の世帯	ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等	17,000	16,600
D6		それ以外	19,100	18,700
D7	市民税	37,800円以上 51,000円未満 の世帯	23,300	23,000
D8	所得割額	※2 51,000円以上 78,600円未満 の世帯	27,600	27,100
D9	※1	78,600円以上 101,400円未満 の世帯	31,400	30,900
D10		101,400円以上 123,300円未満 の世帯	35,200	34,700
D11		123,300円以上 168,300円未満 の世帯	36,900	36,200
D12		168,300円以上 214,900円未満 の世帯	38,600	37,900
D13		214,900円以上 255,100円未満 の世帯	40,300	39,600
D14		255,100円以上 351,400円未満 の世帯	42,000	41,000
D15		351,400円以上 の世帯	43,700	42,400

※1 16歳未満扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳未満の子どもの数×22,800円】を控除した金額、16歳以上19歳未満の扶養親族がいる世帯の市民税所得割額については、【16歳以上19歳未満の子どもの数×15,000円】を控除した金額で保育料を決定します。

※2 D7～D9階層について、市が定めた保育料が国の定める徴収基準額を超える場合、金額が変わる場合があります。対象者には市から別途ご連絡します。

〈保育料の軽減〉

(1) 【年収360万円未満相当の世帯で、ひとり親又は在宅障害児(者)のいる世帯等の場合】

・扶養控除前の市民税所得割の金額が77,101円未満または扶養控除後の市民税所得割の金額が31,501円未満の場合は、生計を同一にする子の第1子を半額、第2子以降の子は無料となります。

(2) 【年収360万円未満相当の世帯で、(1)以外の世帯の場合】

・扶養控除前の市民税所得割の金額が57,700円未満または扶養控除後の市民税所得割の金額が12,100円未満の場合は、生計を同一にする子の第2子を半額、第3子以降の子は無料となります。

・市民税均等割のみの世帯(C2階層)の場合は、生計を同一にする子の第2子以降の子は無料となります。

(3) 【(1)(2)以外の世帯の場合】

・兄弟姉妹が教育・保育施設等に同時に入園している場合はもっとも年齢が高い児童が全額、2人目が半額、3人目以降は無料になります。(別々の施設に入園している場合も含めて数えます。認可外施設に通っている児童については対象外です。)

・教育・保育施設等とは・・・幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育施設、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、児童発達支援施設、医療型児童発達支援施設、居宅訪問型児童発達支援施設が該当します。

・兄弟姉妹が月途中で入園した場合、第2子以降の保育料軽減は翌月から適用になります。

【注意事項】

・月途中で入退園した場合は、入園した日からまたは退園するまでの日割により保育料を計算します。

・「市民税所得割」の額は入園児童の父母(内縁の居住者を含む。)の市民税額を合算します。ただし、父母の市民税額が非課税の場合は入園児童の祖父母(同居の場合のみ)の市民税額も合算となる場合があります。

・保育料を算定する市民税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等の税額控除(調整控除は除く)を控除する前の税額で算定します。

・3歳未満児とは当該年度の4月1日現在において、満3歳にならない児童のことを指します。

そのため、年度途中で3歳になった場合でもその年度は3歳未満児(2歳児クラス)とします。